

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令 参照条文 目次

一	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）	（抄）	1
二	独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）	（抄）	1
三	外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案（平成三十年二月二日閣議決定）	（抄）	2
四	独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第百十六号）	（抄）	3



○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（利益及び損失の処理）

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

○独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）（抄）

（利益及び損失の処理の特例等）

第十条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第四項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律第十二条に規定する国際会議等の開催についての寄附金の募集及び管理並びに交付金の交付に係る業務（これに附帯する業務を含む。）に係る勘定（以下「交付金勘定」という。）以外の勘定において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 機構は、交付金勘定において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規定する積立金として整理しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

○外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案（平成三十年二月二日閣議決定）（抄）

#### 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第七条（見出しを含む。）の改正規定、第八条（見出しを含む。）の改正規定、第九条（見出しを含む。）の改正規定及び第十条（見出しを含む。）の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（独立行政法人国際観光振興機構法の一部改正）

第四条 独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十条」を「―第十一条」に、「第十一条―」を「第十二条・」に改める。

第十二条を削り、第十一条を第十二条とする。

第十条第三項中「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律第十二条に規定する国際会議等の開催についての寄附金の募集及び管理並びに交付金の交付に係る業務（これに附帯する業務を含む。）」を「前条第二号に掲げ

る業務」に改め、第三章中同条を第十一条とする。

第九条の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第十条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条各号の業務（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第十二条の規定により国際観光旅客税の収入見込額に相当する金額を当該業務に必要な費用に充てるものに限り、次号に掲げるものを除く。）

二 前条第七号の業務（国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律第二条に規定する国際会議等の開催についての寄附金の募集及び管理並びに交付金の交付に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務

三 前二号に掲げる業務以外の業務

第十六条第二号中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

○独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）（抄）

(積立金の処分に係る承認の手続)

第二十一条 別表第一の第一欄に掲げる中期目標管理法人は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同表の第二欄に掲げる規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を当該規定に規定する大臣（以下「主務大臣」という。）に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、当該規定による承認を受けなければならない。

一 別表第一の第二欄に掲げる規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の別表第一の第三欄に掲げる命令で定める書類を添付しなければならない。

3 前二項の規定は、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人について準用する。この場合において、第一項中「第二十九条第二項第一号」とあるのは「第三十五条の四第二項第一号」と、「中期目標の期間」とあるのは「中期目標の期間」と、「同表」とあるのは「別表第二」と、同項第一号及び前項中「別表第一」とあるのは「別表第二」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人について準用する。この場合において、第一項中「通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）」とあるのは「毎事業年度」と、「同表」とあるのは「別表第三」と、「当該中期目標の期間の次の中期目標の期間」とあり、及び「次の中期目標の期間の最初の事業年度」とあるのは「翌事業年度」と、同項第一号中「別表第一」とあるのは「別表第三」と、第二項中「期間最後の事業年度」とあるのは「事業年度」と、「別表第一」とあるのは「別表第三」と読み替えるものとする。

#### （国庫納付金の納付の手續）

第二十二条 別表第一の第一欄に掲げる中期目標管理法人は、同表の第四欄に掲げる規定に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 前項の規定は、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人について準用する。この場合において、同項中「同表」とあるのは「別表第二」と、「に、当該期間最後の事業年度」とあるのは「に、当該期間最後の事業年度（中期目標の期間（通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。）の最後の事業年度をいう。以下同じ。）」と、同項ただし書中「前条第一項」とあるのは「前条第三項において読み替えて準用する同条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第三項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人について準用する。この場合において、同項中「同表」とあるのは「別表第三」と、「期間最後の事業年度」とあるのは「事業年度」と、同項ただし書中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において読み替えて準用する同条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第四項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

4 主務大臣は、第一項（前二項において読み替えて準用する場合を含む。）の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第二十三条 国庫納付金は、別表第一の第一欄に掲げる中期目標管理法にあっては期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人にあっては中長期目標の期間（通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間をいう。）の最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに、別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人にあっては当該事業年度の翌事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第二十四条 別表第一の第一欄に掲げる中期目標管理法の国庫納付金は同表の第五欄に掲げる会計に、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人の国庫納付金は同表の第五欄に掲げる会計に、別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人の国庫納付金は同表の第五欄に掲げる会計に、それぞれ帰属する。

2 前項の規定にかかわらず、別表第一の第一欄に掲げる中期目標管理法、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人又は別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人が通則法第四十六条第一項の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であつて平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

別表第一（第二十一条―第二十四条関係）

類 独 立 行 政 法 人 酒		独 立 行 政 法 人 空 港 周 辺 整 備 機 構								一	
類 独 立 行 政 法 人 酒 第 十 三 条 第 一 項	九 百 四 十 二 年 法 律 第 九 十 号 第 二 十 九 条 第 一 項	す る 法 律 （ 昭 和 四 十 二 年 法 律 第 九 十 号 第 二 十 九 条 第 一 項	害 の 防 止 等 に 関 連 す る 部 分 に 限 る 。	機 騒 音 に よ る 障 害 の 防 止 等 に 関 連 す る 部 分 に 限 る 。	辺 に お け る 航 空 機 騒 音 に よ る 障 害 の 防 止 等 に 関 連 す る 部 分 に 限 る 。	公 共 用 飛 行 場 周 辺 に お け る 航 空 機 騒 音 に よ る 障 害 の 防 止 等 に 関 連 す る 部 分 に 限 る 。	五 十 四 年 法 律 第 百 六 十 号 第 七 十 五 条 第 一 項	共 済 法 （ 昭 和 三 十 四 年 法 律 第 百 六 十 号 第 七 十 五 条 第 一 項	中 小 企 業 退 職 金	二	
財 務 省 令						国 土 交 通 省 令				厚 生 勞 働 省 令	三
同 条 第 二 項										同 条 第 二 項	四
一 般 会 計										一 般 会 計 （ 同 法 第 七 十 条 第 二 項	五

立科学博物館	独立行政法人国	立女性教育会館	独立行政法人国	興機構	立青少年教育振	独立行政法人国	学入試センター	独立行政法人大	総合研究所	立特別支援教育	独立行政法人国
立科学博物館法	独立行政法人国	号) 法律第百六十八	立女性教育会館	二条第一項	興機構法(平成十	立青少年教育振	学入試センター	独立行政法人大	十三条第一項	立特別支援教育	独立行政法人国
文部科学省令			文部科学省令			文部科学省令		文部科学省令			文部科学省令
同条第三項			同条第三項			同条第三項		同条第三項			同条第三項
一般会計			一般会計			一般会計		一般会計			一般会計



<p>独立行政法人海 技教育機構</p>	<p>独立行政法人航 空大学校</p>	<p>独立行政法人海 技教育機構</p>
<p>独立行政法人自 動車技術総合機 構 （平成十一年 法律第二百十 八号）第十六 条第一項</p>	<p>独立行政法人航 空大学校法（平 成十一年法律第 二百十五号）第 十三条第一項</p>	<p>独立行政法人海 技教育機構法（平 成十一年法律第 二百十四号）第 十二条第一項</p>
<p>国土交通省令</p>	<p>国土交通省令</p>	<p>国土交通省令</p>
<p>同条第三項</p>	<p>同条第三項</p>	<p>同条第三項</p>
<p>一般会計（同法 第十二条第一号 から第三号まで に掲げる業務 （これに附帯す る業務を含む。） に係る経理にお ける国庫納付金 にあつては、自 動車安全特別会 計の自動車検査 登録勘定）</p>	<p>一般会計</p>	<p>一般会計</p>

独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農畜産業振興機構	独立行政法人国民生活センター	独立行政法人教職員支援機構
独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）第六十三条第一	独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）第十三条第一項	独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）第四十三条第一項	独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）第十一条第一項
農林水産省令	農林水産省令	内閣府令	文部科学省令
同条第三項	同条第二項	同条第三項	同条第三項
一般会計	一般会計	一般会計	一般会計





	修機 構	働政 策研 究・研	独立 行政 法人 労働		み の 園	者 総 合 施 設 の ぞ	立 重 度 知 的 障 害	独 立 行 政 法 人 国									
	条第 一 項	修機 構法 第十 四	働政 策研 究・研	独立 行政 法人 労働	二 条第 一 項	六 十 四 年 法 律 第 百 十	み の 園 法 （ 平 成	者 総 合 施 設 の ぞ	立 重 度 知 的 障 害	独 立 行 政 法 人 国							
			厚生 労働 省令					厚生 労働 省令									
			同 条第 三 項					同 条第 三 項									
害補 償保 険事 業	に よ る 労 働 者 災	年 法 律 第 五 十 号	法 （ 昭 和 二 十 二	者 災 害 補 償 保 険	一 般 会 計 （ 労 働			一 般 会 計	災 勘 定 ）	険 特 別 会 計 の 労 保	あ っ て は 労 働 保	る 国 庫 納 付 金 に	係 る 勘 定 に お け	務 を 含 む ） に	れ に 附 帯 す る 業	掲 げ る 業 務 （ こ	同 項 第 十 三 号 に

	独 立 行 政 法 人 勞 働 者 健 康 安 全 機 構	
第 一 項	第 一 年 法 律 第 百 三 十 三 条	獨 立 行 政 法 人 勞 働 者 健 康 安 全 機 構 （ 平 成 十 四
		厚 生 勞 働 省 令
		同 条 第 二 項
と し て 行 わ れ る	業 務 に 係 る 経 理	に お け る 国 庫 納 付 金 に あ つ て は
業 務 に 係 る 経 理	に お け る 国 庫 納 付 金 に あ つ て は	計 勞 災 勘
業 務 に 係 る 経 理	に お け る 国 庫 納 付 金 に あ つ て は	定 、 雇 用 保 險 法
業 務 に 係 る 経 理	に お け る 国 庫 納 付 金 に あ つ て は	（ 昭 和 四 十 九 年
業 務 に 係 る 経 理	に お け る 国 庫 納 付 金 に あ つ て は	法 律 第 百 十 六 号
業 務 に 係 る 経 理	に お け る 国 庫 納 付 金 に あ つ て は	に よ る 雇 用 保 險
業 務 に 係 る 経 理	に お け る 国 庫 納 付 金 に あ つ て は	事 業 と し て 行 わ
業 務 に 係 る 経 理	に お け る 国 庫 納 付 金 に あ つ て は	れ る 業 務 に 係 る
業 務 に 係 る 経 理	に お け る 国 庫 納 付 金 に あ つ て は	経 理 に お け る 国
業 務 に 係 る 経 理	に お け る 国 庫 納 付 金 に あ つ て は	庫 納 付 金 に あ つ
業 務 に 係 る 経 理	に お け る 国 庫 納 付 金 に あ つ て は	て は 勞 働 保 險 特
業 務 に 係 る 経 理	に お け る 国 庫 納 付 金 に あ つ て は	別 会 計 雇 用 勘 定
業 務 に 係 る 経 理	に お け る 国 庫 納 付 金 に あ つ て は	一 般 会 計 （ 勞 働
業 務 に 係 る 経 理	に お け る 国 庫 納 付 金 に あ つ て は	者 災 害 補 償 保 險
業 務 に 係 る 経 理	に お け る 国 庫 納 付 金 に あ つ て は	法 第 二 十 九 条 第
業 務 に 係 る 経 理	に お け る 国 庫 納 付 金 に あ つ て は	一 項 の 社 会 復 帰
業 務 に 係 る 経 理	に お け る 国 庫 納 付 金 に あ つ て は	促 進 等 事 業 と し
業 務 に 係 る 経 理	に お け る 国 庫 納 付 金 に あ つ て は	て 行 わ れ る 業 務

自動車事故対策機	独立行政法人自		資源機構	独立行政法人水		際観光振興機構	独立行政法人国		本貿易振興機構	独立行政法人日	
自動車事故対策機	独立行政法人自	三十一	百八十四	成源機構法(平	項号法(第	法(平成十四	際観光振興機構	独立行政法人国	項法本	第十三条第一	独立行政法人日
	国土交通省令			国土交通省令			国土交通省令			經濟産業省令	
	同条第二項			同条第二項			同条第三項			同条第三項	
会計の自動車特別	自動車安全特別			一般会計			一般会計			一般会計	に係る經理にお ける国庫納付金 にあつては、労 働保険特別会計 （労災勘定）

機構	立高専門学校	独立行政法人国	本学生支援機構	独立行政法人日	境再生保全機構	独立行政法人環	立病院機構	独立行政法人国	構
第一項	機構法第十三条	独立行政法人国	法第十八条第一	独立行政法人日	法（平成十五年法律第四十三号）第十三条第一項	境再生保全機構	成十四年法律第百九十一号）第十七条第一項	立病院機構法（平	第一項
		文部科学省令		文部科学省令		環境省令		厚生労働省令	
		同条第三項		同条第二項		同条第二項		同条第二項	
		一般会計		一般会計		一般会計		一般会計	故対策勘定

			・債務返済機構	本 高 速 道 路 保 有	独 立 行 政 法 人 日		位 授 与 機 構	学 改 革 支 援 ・ 学	独 立 行 政 法 人 大
二 十 一 条 第 三 項	法 律 第 百 号 第 三 項	法 （ 平 成 十 六 年	・債務返済機構	本 高 速 道 路 保 有	独 立 行 政 法 人 日		十 八 条 第 一 項	位 授 与 機 構 法 第	独 立 行 政 法 人 大 学 改 革 支 援 ・ 学
					国 土 交 通 省 令				文 部 科 学 省 令
					同 条 第 四 項				同 条 第 二 項
					一 般 会 計				一 般 会 計